第十条各号列記以外の部分中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「第六条の三第一項第二号」を「第六条の四第一項第二号」に改め、同条第三号中「第六条の三第一項第三号」を「第六条の四第一項第三号」に改め、同号イ中「第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同号ハ中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に改め、同条第四号中「第六条の三第一項第三号」を「第六条の四第一項第三号」に改め、同号イ中「第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同号ハ中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に改める。

第三十六条第一項中「第二十条第一項」を「第二十条第一項第一号」に、「第三十七条まで」を「第三十六条の三まで、第三十七条」に改め、同条第二項中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第二十条第三号イ」を「第二十条第一項第三号イ」に改める。

第三十六条の二中「第二十条第二号」を「第二十条第一項第二号」に改める。

第三章第一節中第三十六条の三の次に次の一条を加える。

（別の建築物とみなすことができる部分）

第三十六条の四　法第二十条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。

第八十一条第一項中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第二十条第三号イ」を「第二十条第一項第三号イ」に改め、同条第四項を削る。

第百七条の二第一号中「それぞれ次の表」を「それぞれ同表」に改め、同条第二号中「第百十五条の二の二第一項及び」を削り、同条第三号中「き裂」を「亀裂」に改める。

第百九条第一項中「第二条第九号の二ロ」の下に「、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第百十条から第百十条の三までにおいて同じ。）」を加える。

第百九条の二の二の見出し中「準耐火構造」を「準耐火構造等」に改め、同条中「建築物」の下に「及び法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（第百十条第二号に掲げる基準に適合するものを除く。以下「特定避難時間倒壊等防止建築物」という。）」を加え、同条ただし書中「き裂」を「亀裂」に改める。

第百九条の六を第百九条の七とする。

第百九条の五第二号中「き裂」を「亀裂」に改め、同条を第百九条の六とし、第百九条の四の次に次の一条を加える。

（大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準）

第百九条の五　法第二十一条第二項第二号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二　壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三　壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

四　壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等が倒壊しないものであること。

五　壁等が、通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものであること。

第百十条を次のように改める。

第百十条　主要構造部の性能に関する法第二十七条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　次に掲げる基準

イ　次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根（軒裏を除く。）		三十分間（特定避難時間が三十分間未満である場合にあつては、特定避難時間。以下この号において同じ。）
階段		三十分間

ロ　壁、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ　外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二　第百七条各号又は第百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準

第百十条の次に次の二条を加える。

（延焼するおそれがある外壁の開口部）

第百十条の二　法第二十七条第一項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

一　延焼のおそれのある部分であるもの（法第八十六条の四第一項各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。）

二　他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。）